

事務連絡
令和2年7月16日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」の企業主導型保育施設への適用について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、別添のとおり、各都道府県、指定都市、中核市の地域子ども・子育て支援事業担当部（局）宛てに「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」が発出されますが、企業主導型保育事業における病児保育加算（以下「病児保育加算」という。）においても、下記のとおり同様の取扱いとすることとしましたので、企業主導型保育事業の実施者へ周知いただきますようお願いいたします。

記

病児保育事業を実施する企業主導型保育施設において、病児保育の提供に必要な看護師等の職員の雇用及び給与の支払いを従前と同様に維持し続けるなど、サービスの提供体制を確保していると認められる場合には、病児保育加算の単価の適用に当たって、協会において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあつては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

なお、協会においては、各月の月次報告の内容や指導・監査において、病児保育事業に関する職員体制及び給与の支払い等の事実を確認することにより、「サービスの提供体制を確保している」か否かを確認することとする。

※上記の新型コロナウイルス感染症の流行の下での措置は、令和2年4月から令和2年9月までの間の取扱いとし、令和2年10月以降の取扱いについては、別途お示しすることとする。

(別添)

事務連絡
令和2年7月10日

都道府県
各指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部(局) 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における
病児保育事業の取扱いについて(令和2年度)

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

保育所等については、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により登園児童が減少している場合等であっても、保育所等における保育の提供体制の維持のため、公定価格等の減額を行わずに通常どおり算定し、施設の収入を保証することとしています。

病児保育事業については、子ども・子育て支援交付金において、年間延べ利用児童数によらず一律で設定されている基本単価と、年間延べ利用児童数に応じて適用される加算単価を合算した額を補助基準額として交付しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行の中で、延べ利用児童数が大幅に減少し、これまでの取扱いでは、適用される加算単価の額が減額となり、地域において必要とされる病児保育事業の提供体制を確保し続けることが困難な状況となることが想定されるところです。

このため、令和2年度の病児保育事業に係る子ども・子育て支援交付金については、保育所等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等が生じている場合であっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持していくことが必要であることに鑑み、下記のとおり取り扱うこととします。都道府県におかれましては、管内市町村(特別区を含む。)に対する周知をお願いいたします。

記

病児保育施設において病児保育の提供に必要な職員を確保するなど、サービスの提供体制を確保していると市町村が認める場合には、加算単価の適用に当たっては、市町村において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあつては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

なお、上記の新型コロナウイルス感染症の流行の下での措置は、令和2年4月から令和2年9月までの間の取扱いとし、令和2年10月以降の取扱いについては、別途お示しすることとする。

また、交付申請については、「令和2年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について」（令和2年5月20日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付事業第一係事務連絡）で令和2年7月31日（金）までをお願いしているところであるが、本事務連絡の取扱いを可能な限り反映していただくようお願いする。

以上

（子ども・子育て支援交付金の交付申請等について）
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03-5253-2111（内線38456）

（病児保育事業について）
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03-5253-1111（内線4840）